

議案第22号

財産（土地及び建物）の処分について

次のとおり財産（土地及び建物）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

土地 北上市村崎野14地割194番16 14,840.52平方メートル

建物 旧市営塚腰住宅6棟 計795.90平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

175,597,316円

4 処分する相手方

三重県三重郡菰野町永井3098番22

ジャパンマテリアル株式会社

代表取締役社長 田中久男

令和4年6月24日提出

北上市長 高橋敏彦

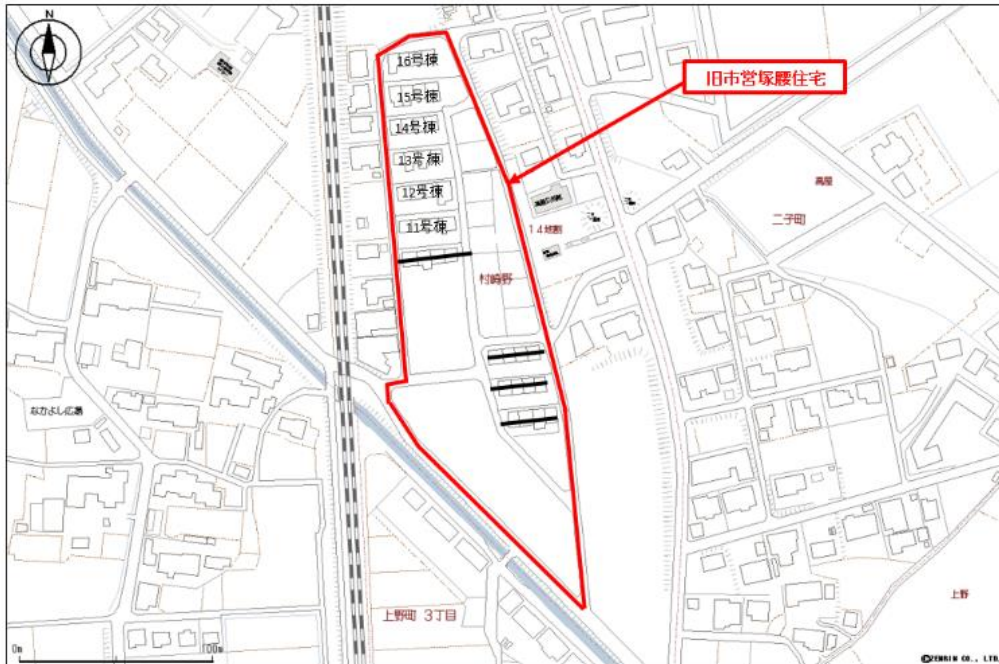
提案理由

ジャパンマテリアル株式会社の事業用地として、処分しようとするものである。

処分する土地及び建物の概要

位置図

【旧市営塚腰住宅】 【所在地】 北上市村崎野14地割194番16号 【残存建物】 11～16号棟



測量図



| 所在地 | 種別 | 地目・構造 | 地積等 | 処分予定価格 |
|----------------------|----|--------------------|------------|--------------|
| 北上市村崎野14地割 194番16 | 土地 | 宅地 | 14,840.52㎡ | 175,597,316円 |
| | 建物 | コンクリートブ ロック造 6棟 | 計795.90㎡ | |